

○常総衛生組合職員の育児休業等に関する規則

令和2年3月30日

常総衛生組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、常総衛生組合職員の育児休業等に関する条例（令和2年常総衛生組合条例第3号）に基づき、職員の育児休業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 常総衛生組合の育児休業等については、常総市職員の育児休業等に関する規則（平成4年水海道市規則第2号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。